



アメニティポイント制度変更のお知らせ

アメニティクラブ会員 各位

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より株式会社 アイラス をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

この度、お客様へのサービス内容の見直しに伴い、アメニティクラブの会員特典であるアメニティポイント制度について2024年1月1日をもって改定させていただく事となりました。

- 1%の積立てポイントの即ご利用ポイントへの変更について

これまで国内外のパッケージ商品と宿泊商品において、ご帰着後14日後に付与させていただいておりました1%の積立てポイント(事後付与)について、2023年12月31日出発分をもって事後付与を取りやめ、2024年1月1日出発分より即ご利用(事前付与)ポイントとして、ご出発前に付与させていただく事となりました。

なおこれまで同様、即ご利用ポイント(事前付与)は付与対象となった商品の支払いにのみご利用可能です。具体的なポイント付与対象商品と付与率については別表をご参照ください。

- 現在お持ちのポイントの有効期限の変更について

現在、お持ちのアメニティポイントの有効期限については、誠に勝手ながら2025年12月31日迄とさせていただきます。

- アメニティクラブ会員規約の改定について

前述の改定に伴い、アメニティクラブ会員規約につきましても別紙のとおり改訂させていただきます。

お客様には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解・ご了承いただきますようお願い申し上げます。この件に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

■お問い合わせ先

株式会社アイラス 旅行事業本部 アメニティクラブ事務局 ilas_amenity@ilas.co.jp

敬具

<別表>

2024年1月1日改定

種別	取扱会社名	ブランド名	ポイント 付与割合	備考
海外パッケージ商品	J T B		3%	
	クラブツーリズム		3%	
	阪急交通社	トラピックス	1~3%	※一部の商品は1%のみとなります。
		クリスタルハート	1~3%	※一部の商品は1%のみとなります。
		阪神フレンドツアー	3%	
	日本旅行		1%	
	近畿日本ツーリスト		3%	
	J A L パック		3%	
	H I S		1~3%	※一部の商品は1%のみとなります。
	郵船トラベル	飛鳥II	3%	
	ユーラシア旅行社		0%	
	グローバルユースビューロー		1~3%	※一部の商品は1%のみとなります。
海外宿泊			1~3%	※一部の商品は1%のみとなります。
国内パッケージ商品	J T B	マイスタイル	3%	
	クラブツーリズム		3%	
	日本旅行	赤い風船	1%	
	近畿日本ツーリスト		3%	
	H I S		1~3%	※一部の商品は1%のみとなります。
	ユーラシア旅行社		0%	
国内宿泊			1~3%	※一部の商品は1%のみとなります。

※いずれの会社・ブランドにおいても対象外の商品がございます。お申し込みの際に必ずポイント適用の有無についてお問い合わせください。

株式会社アイラス（以下「当社」という）は、当社規定の入会手続を完了させたお客様（以下、「会員」という）が、当社が運営するアイラス・アメニティクラブ（以下、「アメニティクラブ」という）を利用するにあたり、以下のとおり「アイラス・アメニティクラブ会員規約」（以下、「会員規約」という）を定めます。

第1条 適用範囲

会員規約は、アメニティクラブの利用に関して、当社と会員に適用されます。

第2条 用語の定義

会員規約内の主な用語の定義は、次のとおりです。

1. アメニティポイント…当社の旅行商品のうち、加算対象となる商品（以下、「対象商品」といいます。）の購入に応じて会員に付与されるポイントのことをいいます。
2. ポイント口座…会員のアメニティポイントを管理する口座をいいます。
3. 会員番号…会員の識別に用いる文字・数字をいいます。
4. アメニティポイント照会システム…会員が、自らが保有するアメニティポイントを確認するための当社ウェブサービスをいいます。
5. アメニティクラブ事務局…アイラス・アメニティクラブに関する各種問合せの窓口をいいます。

第3条 入会方法

本規約に同意の上、下記の方法により当社に入会を申し込み、当社がこれを承諾したお客様を会員とします。

1. 当社窓口にて入会登録の申し込みを頂いた方。
2. 当社ホームページ上の入会申し込みページから入会登録の申し込みを頂いた方。
3. 当社にて対象商品ご購入時に入会登録のお申し込みをいただいた方。
4. 2019年12月末日の時点の旧アメニティクラブ会員で、退会のお申出が無かった方。

第4条 入会金及び会費

入会金、会費は無料とします。

第5条 会員情報の変更

1. 会員は、会員情報に変更が生じた場合、速やかに当社に報告するものとします。
2. 当社から会員宛の連絡は、登録済の各会員の電子メールアドレスまたは弊社ホームページ上に通知します。会員が前項の報告または修正を怠ったことにより到達しなかった場合は、通常到達すべき日時に到達したものとみなされます。また、会員に生じた損害その他いかなる不利益についても、当社は一切の責任を負いません。

第6条 アメニティポイントの付与

1. 当社より対象商品を購入した場合に、購入金額に応じてアメニティポイントを付与いたします。
2. アメニティポイントが付与される対象商品は別表に定める通りです。
3. 付与率は、現金決済の場合は基本旅行代金の3%、クレジットカード決済の場合は基本旅行代金の1%を即時利用分として付与します。

4. ポイントは購入時点で付与されます。
5. ポイント付与後に対象商品の購入がお取り消しとなった場合、付与されたポイントについても無効となります。
6. ポイント付与予定日にポイント口座にポイントが記録されなかった場合、ポイント付与予定日から3か月以内に限り、アメニティクラブ事務局にアメニティポイントの付与を請求することができます。その際、商品の購入を証明する書類の提出を求められることがあります。
7. 当社は、ポイント付与の対象商品や付与率を予告なく変更する場合があります。
8. ポイント付与条件を満たしている場合であっても、当社がポイントを付与することが適切でないと判断した場合は、ポイント付与を行わない場合があります。この場合、会員は当社の決定に従うものとします。

第7条 アメニティポイントの利用

1. アメニティポイントは、付与対象となる商品を購入した際に、基本旅行代金の一部または全部に充当して利用することができます。
2. アメニティポイントを利用できる対象商品は別表（当社ホームページ等に記載）に定める通りです。
3. ポイント利用条件を満たしている場合であっても、当社がポイントを利用することが適切でないと判断した場合はポイントが利用できない場合があります。この場合、会員は当社の決定に従うものとします。

第8条 アメニティポイントの有効期限

2023年12月31日までに出発する対象商品の購入で獲得したアメニティポイントは、2025年12月31日までの有効期限とします。2024年1月1日以降に出発する対象商品の購入で獲得したアメニティポイントは対象商品の出発日をその有効期限とします。

第9条 アメニティポイントの譲渡の禁止

会員は、保有するアメニティポイントの一部または全部を1親等の親族に限り譲渡することができます。譲渡を受ける親族は会員である必要があります。1親等を超える親族やそれ以外の会員間で譲渡・共有・合算・貸与・質入等することはできないものとします。

第10条 アメニティポイントの取り消し

当社は、次の場合に、会員が保有するアメニティポイントを取り消すことができるものとします。

1. 会員が法令に違反し、その他当社が定めた方法以外で不正にアメニティポイントを入手した場合
2. 会員が、会員規約又は別に定めた各種規約に違反した場合
3. その他、当社がアメニティポイントを取り消すことが適切であると判断した場合

第11条 払い戻し・返却

1. アメニティポイントを利用して購入した商品の取り消しや払い戻しをする場合、また、人数減や商品変更等で利用ポイントが減った場合は、ポイント口座に払い戻します。
2. アメニティポイントは取消料・違約金等には充当できません。
3. 払い戻したポイントの有効期限は、従前のものと同一とします。

第12条 個人情報

1. 個人情報に関する取扱いについて

当社は、お客様の大切な個人情報を守るために「個人情報保護方針」を定め、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令・ガイドラインを遵守して個人情報を取扱います。

2. 個人情報の収集

当社は第三項に示す利用目的のために必要な個人情報を収集します。収集する個人情報の範囲は、必要な限度を超えないものとし、適法かつ公正な手段により収集を行います。個人情報は会員の意思で提供いただくもので、会員の同意なくして個人情報を収集することはありません。なお、個人情報を提供いただけない場合はサービスのご利用ができないことがあります。

3. 利用目的

1. 会員への連絡、アメニティポイント管理等、アメニティクラブを運営するために必要な会員管理
2. 会員が旅行申込みの際の運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領
3. 会員が旅券・査証の申請・受理等の渡航手続代行サービスを申込みの際に必要な手続き
4. よりよい旅行商品の開発のためのアンケート等の実施
5. 会員向けの特典サービスの提供
6. 当社および当社が提携する企業の商品やサービス、ならびに当社が併営する保険代理業に付帯・関連するサービス等のご案内
7. その他、業務上必要な場合

4. 個人情報の第三者への提供について

会員の個人情報は以下の場合を除き、お客様の同意無しに第三者に開示提供することはありません。

1. ご本人様の同意がある場合
2. 法令等により提供を求められた場合
3. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務の遂行に協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をきたす恐れがある場合

5. 個人情報取り扱いの委託

当社と機密保持契約を締結している業務委託先に対し、利用目的の達成のために必要な範囲内で業務を委託する場合があります。

6. 開示・訂正・追加・削除・利用目的の通知・利用停止等、お問合せ窓口

お預かりしました個人情報は、お客さまからの要請に基づいてお客様に開示し、また、不正確な情報は修正・削除させていただきます。開示・修正・削除の方法につきましては、当社ホームページの[個人情報保護方針]をご参照いただくか、下記の「お客様相談室」にご連絡ください。

第13条 退会

1. 会員が退会を希望する場合、事務局への電話またはメールによる連絡によりアメニティクラブを退会することができます。
2. アメニティポイントは退会と同時にすべて失効し、アメニティクラブのすべてのサービスが利用できなくなります。
3. 退会手続きが完了しても、すでに予約済の商品の予約は取り消されません。別途取消の手続きが必要になります。
4. 会員が死亡した場合は、その時点で退会したものとみなします。

第14条 会員資格の有効期限と失効

会員資格は無期限とします。ただし、会員が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合は、会員資格を取り消すことがあります。会員資格を喪失した場合は、保有するポイントに関する一切の権利を失うものとし、また資格の喪失にともなって当社に対して何らの請求権も保持しないものとし、

1. 会員が会員規約に違反した場合
2. 当社に届け出た事項に虚偽や不正があった場合
3. アメニティポイントの不正取得や交換が認められた場合
4. 住所・電話番号・電子メールアドレス等の変更により連絡が取れなくなった場合
5. 会員として不適当であると当社が判断した場合

第15条 反社会的勢力の排除

会員は、現在、暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

第16条 会員規約の変更

1. 当社は、事前に会員に通知する事なく会員規約を変更できるものとします。また、この変更によって生じた損害について当社は、一切の責任を負わないものとします。
2. 前項の変更は、電子メールやダイレクトメール、当社ホームページ等で告知することとします。
3. 会員規約変更後も会員がアメニティクラブを利用した場合、当該会員はその変更内容に同意したものとみなします。

第17条 アメニティクラブの中断および終了

当社は、やむを得ない事情等がある場合、アメニティクラブを中断または終了することができます。その場合は、電子メールやダイレクトメール、公式ホームページ等で告知することとします。

第18条 免責事項

当社は、当社の責めに帰すべき事由を除き、アメニティクラブのサービスの提供に起因して発生した会員の損害に対し、一切の責任を負わないものとします。

第19条 準拠法

本規約及び会員サービスの利用に係る契約の成立、効力、ならびに本契約に関して発生する問題の解釈および履行等については、日本国法が適用されるものとします。

第20条 専属管轄

本サービスに関連して、会員等と当社との間で紛争が生じたときは、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

第21条 施行日

本規約は、2024年1月1日より有効とします。

	制度制定	2003年
初版	2020年	1月1日
第2版	2020年11月1日	
第3版	2023年	4月1日
第4版	2024年	1月1日